

南部みのかや広域連合広報「やまびこ」v o 1 . 4 6 の 記事訂正とお詫びについて

南部みのかや広域連合広報「やまびこ」v o 1 . 4 6（2015年3月発行）の掲載記事に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後掲載内容については十分注意してまいります。

— 訂正（訂正箇所は下線部分） —

4ページ

《誤》

○一定以上所得者の利用者負担額の見直し【平成27年8月施行】

一定以上の所得がある方の介護保険サービスの利用料が、
1割負担から2割負担になります。

《次の方が対象です》

65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、

（1）単身280万円以上の方

（2）本人160万円以上で世帯の合計が364万円以上の方

《正》

○一定以上所得者の利用者負担額の見直し【平成27年8月施行】

一定以上の所得がある方の介護保険サービスの利用料が、
1割負担から2割負担になります。

《次の方が対象です》

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65
歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が

単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の方

なお、要介護（支援）認定を受けておられる方には、平成27年7月に負担割合を記した『負担割合証』を郵送しますので、ご確認ください。